| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 光電式住宅用防災警報器 | 住警第2025～１号 | 7. 7. 2 | 矢崎エナジーシステム株式会社 | 東京都港区港南一丁目８番15号 |
| 小型消火器 | 消第2025～１号 | 7. 7. 4 | 日本ドライケミカル株式会社 | 東京都北区田端六丁目１番１号 |
| 消火器用消火薬剤 | 薬第2025～１号 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 中継器 | 中第2025～３～１号 | 〃 | パナソニック株式会社 | 大阪府門真市大字門真1006番地 |
| 泡消火薬剤 | 泡第2025～４号 | 7. 7. 9 | 能美防災株式会社 | 東京都千代田区九段南四丁目７番３号 |
| 閉鎖型スプリンクラーヘッド | ス第2025～２号 | 7. 7.17 | ヤマトプロテック株式会社 | 東京都港区白金台五丁目17番２号 |
| 定温式スポット型感知器（試験機能付） | 感第2025～19号 | 7. 7.28 | 能美防災株式会社 | 東京都千代田区九段南四丁目７番３号 |
| Ｐ型１級発信機 | 発第2025～１号 | 〃 | 日信防災株式会社 | 東京都千代田区岩本町三丁目２番４号 |
| 中継器（アナログ式、蓄積式及び自動試験機能付） | 中第2025～４号 | 7. 8.12 | 能美防災株式会社 | 東京都千代田区九段南四丁目７番３号 |
| 〃 | 中第2025～５号 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 中第2025～６号 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 光電アナログ式スポット型感知器(試験機能付) | 感第2019～７～１号 | 7. 8.27 | 日本フェンオール株式会社 | 東京都千代田区飯田橋一丁目５番10号 |
| 小型消火器 | 消第2025～２号 | 7. 9.17 | 日本ドライケミカル株式会社 | 東京都北区田端六丁目１番１号 |
| 流水検知装置 | 流第28～４～１号 | 7.10. 2 | 株式会社栗本鐵工所 | 大阪府大阪市西区北堀江１丁目12番19号 |
| 泡消火薬剤 | 泡第2025～５号 | 7.10.14 | 株式会社初田製作所 | 大阪府枚方市招提田近三丁目５番地 |
| 閉鎖型スプリンクラーヘッド | ス第2025～３号 | 〃 | ヤマトプロテック株式会社 | 東京都港区白金台五丁目17番２号 |
| 〃 | ス第2025～４号 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 紫外線赤外線併用式スポット型感知器 | 感第2025～20号 | 7.11.10 | セコム株式会社 | 東京都渋谷区神宮前一丁目５番１号 |
| 〃 | 感第2025～21号 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 閉鎖型スプリンクラーヘッド | ス第2025～５号 | 7.11.12 | 株式会社宮本工業所 | 東京都港区三田三丁目４番２号 |
| 光電アナログ式スポット型感知器(試験機能付) | 感第2025～22号 | 7.11.19 | パナソニック株式会社 | 大阪府門真市大字門真1006番地 |
| 光電アナログ式スポット型感知器（熱対応式及び試験機能付） | 感第2025～23号 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 泡消火薬剤 | 泡第2025～６号 | 7.11.26 | ヤマトプロテック株式会社 | 東京都港区白金台五丁目17番２号 |
| 中継器（アナログ式、蓄積式及び自動試験機能付） | 中第2021～13～２号 | 7.12. 2 | ホーチキ株式会社 | 東京都品川区上大崎二丁目10番43号 |
| 〃 | 中第2021～14～２号 | 〃 | 〃 | 〃 |
| ＧＲ型受信機（アナログ式、蓄積式及び自動試験機能付） | 受第2021～７～２号 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 受第2021～８～２号 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 小型消火器 | 消第2025～３号 | 7.12.10 | 三津浜工業株式会社 | 東京都大田区東蒲田二丁目19番12号 |

**○国土交通省告示第三百七十三号**

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十四年国土交通省告示第四百四十六号の一部を次のように改正する。

令和八年三月十六日　　国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 一・二　（略） | 一・二　（略） |
| 三　保険等の業務を行う事務所の所在地 | 三　保険等の業務を行う事務所の所在地 |
| イ　（略） | イ　（略） |
| ロ　北海道札幌市中央区南二条東二丁目十六番地 | ロ　北海道札幌市中央区北二条西三丁目一番地 |
| ハ・ト　（略） | ハ・ト　（略） |
| 四　（略） | 四　（略） |

**附　則**

この告示は、令和八年三月十六日から施行する。

**○国土交通省告示第三百七十四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の承認後の収用又は使用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和八年三月十六日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　中部広域都市計画道路事業３・４・１号国道３３０号

三　事業施行期間　自令和二年四月十四日至令和十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

五　収用又は使用の手続が保留される事業地

収用の部分　沖縄県沖縄市胡屋一丁目、中央一丁目及び中央三丁目地内

使用の部分　なし